

第5節 産業廃棄物

1 概況

産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、排出する事業者の責任で行うこととされている。この排出者責任の考え方は年々厳しくなっており、たびたびこれに対応する法改正等がなされている。

実際の処理については、そのほとんどが処理業者（収集運搬又は処分の許可を受けた業者）に委託して行われている。委託の場合、排出事業者には委託基準の厳守と産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられている。

本市では、法に基づく産業廃棄物処理業の許可関係事務や、処理業者等への立入検査等を中心とした各種の施策を通じて、排出事業者や処理業者に対し、適正処理等の指導を行っている。また、環境関連法規の頻繁な制定・改廃に柔軟に対応し、適正な目標の設定と有意な達成評価を行うため、平成9年度から5年ごとに策定していた「仙台市産業廃棄物処理指導計画」に代えて、平成18年度に基本的な方針や施策を体系化した「仙台市産業廃棄物処理指導方針」を新たに策定し、併せて「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」を各年度に策定することとして、計画的な指導を実施している。

2 産業廃棄物の発生状況

産業廃棄物対策を進める上で、市内の発生・排出・処理等の実態把握が不可欠であるため、本市では、毎年度宮城県が行う「宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書」の調査データを活用して、仙台市内における産業廃棄物の発生状況を推計している。

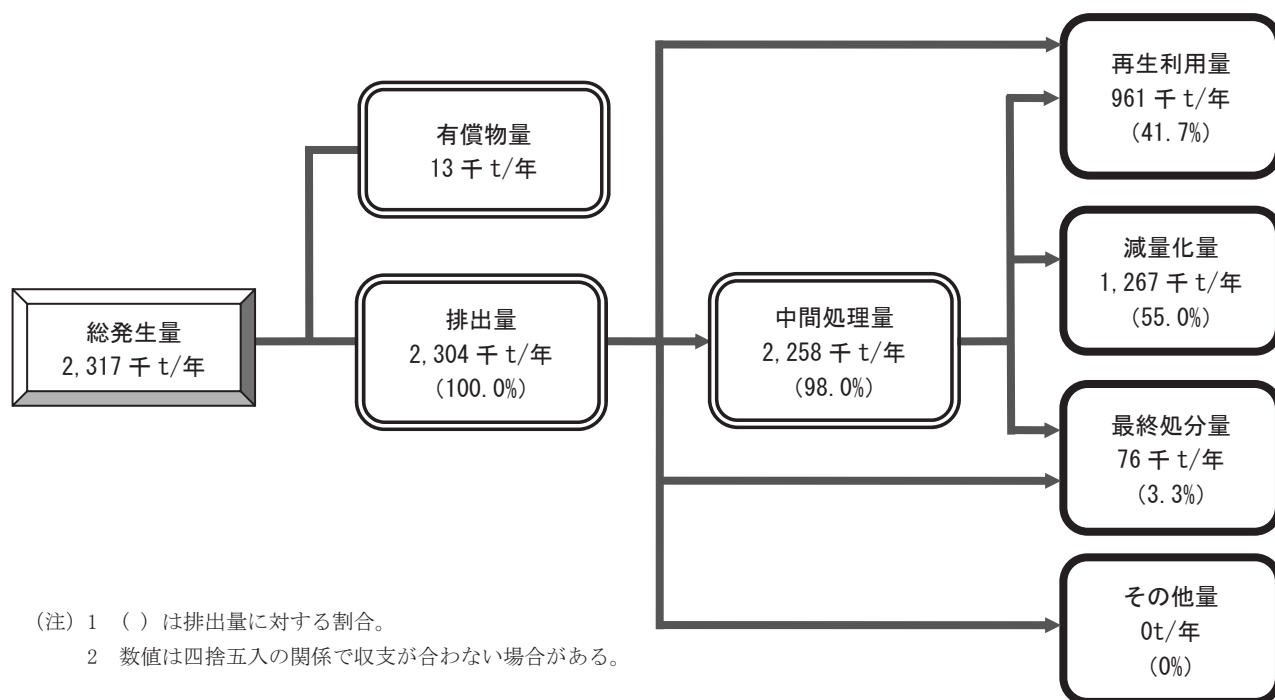
これによると、令和3年度に市内で発生した産業廃棄物の総発生量は約232万t、うち中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量が約1万3千t、これを除いた、中間・最終処理の対象となった排出量は約230万tと推計される。

排出量の内訳としては、下水道等から排出される汚泥が約131万1千t（56.9%）、解体工事現場等から排出されるがれき類が約59万9千t（26.0%）であり、これら2種類で全体の約8割を占めている。

処理状況をみると、＜図-20＞に示すとおり、中間処理を経るかあるいは直接そのまま再生利用された量は約96万1千t（41.7%）、焼却等の中間処理により減量化されている量が約126万7千t（55.0%）、最終（埋立）処分されている量が約7万6千t（3.3%）である。

<図-20>

産業廃棄物の発生及び処理状況（令和3年度）



(注) 1 () は排出量に対する割合。
2 数値は四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

3 産業廃棄物の処理状況

(1) 産業廃棄物処理業者の処理

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業者は、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」により、本市内で収集運搬や処分した量を市長に報告することと定められている。令和3年度に処理業者が取り扱った産業廃棄物の年間処理量は、<図-21>のとおりである。

① 収集運搬

産業廃棄物の収集運搬量について取りまとめたものが<図-22>、<図-23>及び<表-88>である。令和3年度は、がれき類、燃え殻等の収集運搬量が増加したことにより、令和2年度に比べて約5万5千t増加し、合計約187万7千tとなった。

産業廃棄物の収集運搬量のうち、特別管理産業廃棄物について取りまとめたものが、<表-89>である。総計は、約2万2千tとなっており、廃酸・廃アルカリや廃石綿等の収集運搬量が増加したこと等により、令和2年度の約1.8倍となった。

② 処分

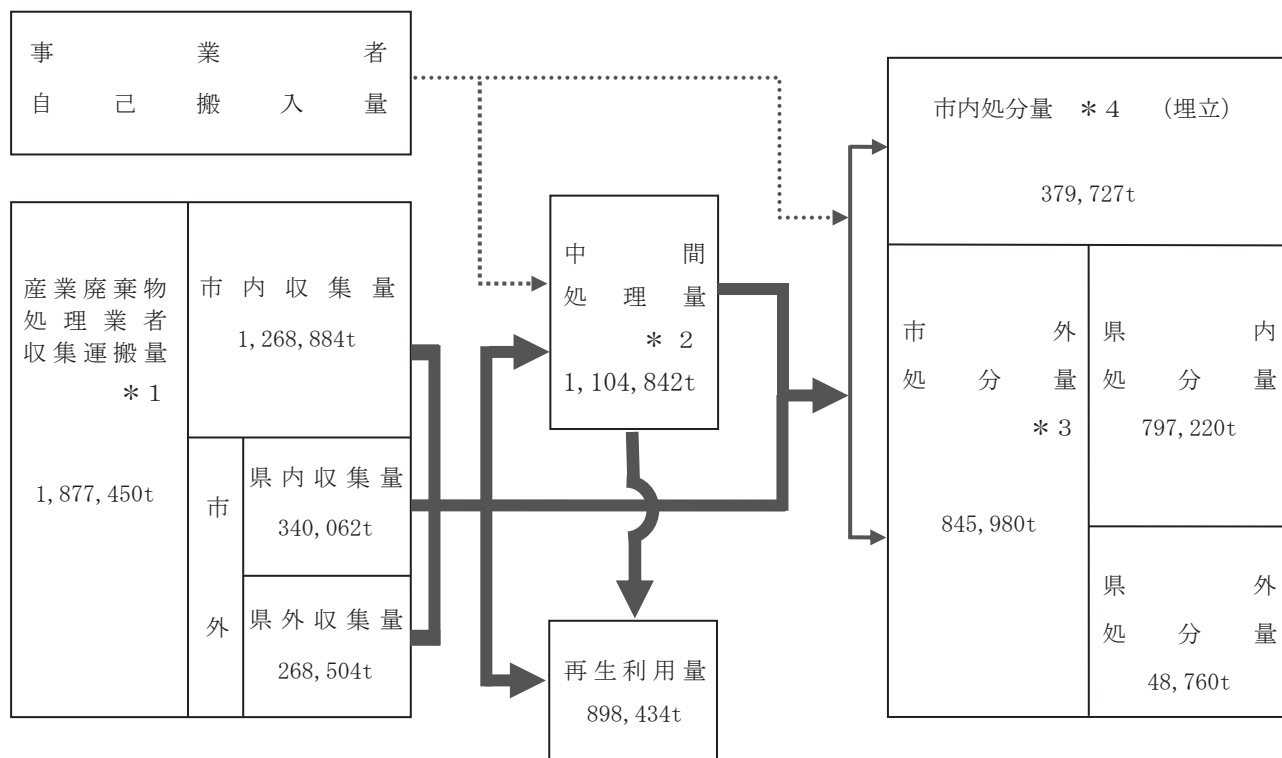
産業廃棄物の中間処理量及び埋立処分量は、<図-21>のとおり、合計約148万5千tとなっており、令和2年度から約4千tの減少となった。

そのうち、中間処理量は約110万5千tであり、令和2年度と比べて約8万3千t減少している。市内の埋立処分量は約38万tであり、令和2年度に比べ約7万9千tの増加となっている。

なお、再生利用量については約89万8千tであり、令和2年度と比べて約3万7千tの増加となっている。

<図-21>

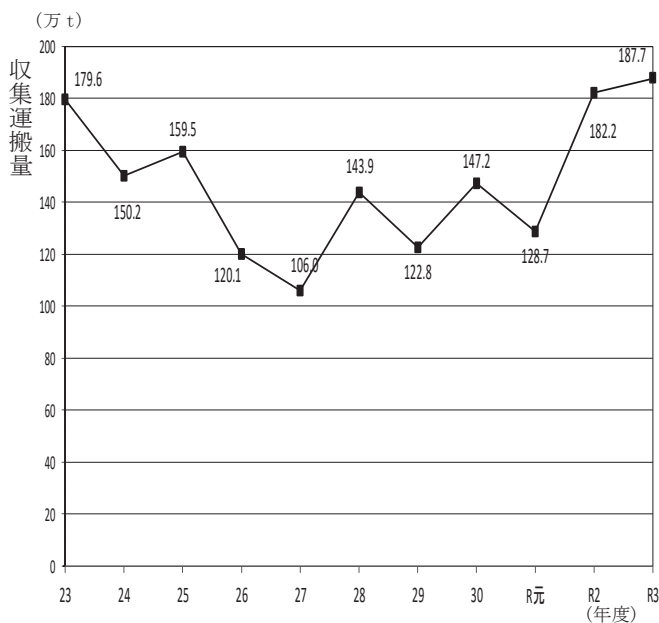
処理業者による産業廃棄物年間処理量（令和3年度）



(注) * 1 収集運搬業者からの実績報告による。
 * 2 市内処分業者からの実績報告（自己搬入を含む）による。
 * 3 収集運搬業者からの実績報告による。また、市外処分量については、市内から搬出されたものに限る。
 * 4 市内最終処分業者からの実績報告による。

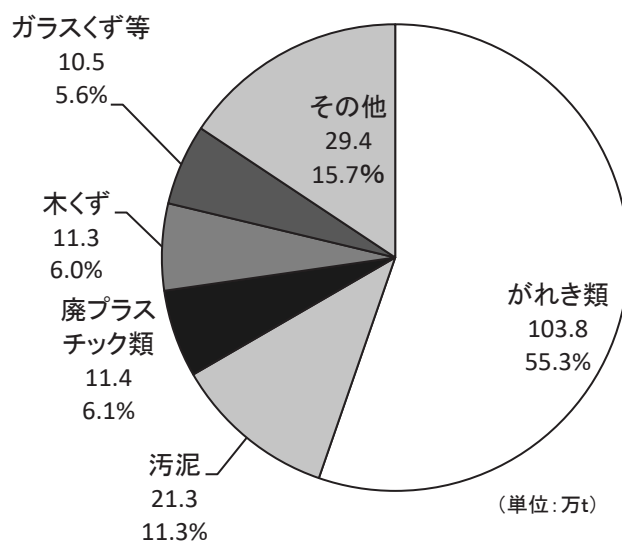
<図-22>

産業廃棄物の収集運搬量の推移（総量）



<図-23>

収集運搬量の種類別割合（令和3年度）



<表-88>

産業廃棄物の収集運搬量の推移（種類別）

(単位：t)

種類 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比(%)
燃 え 殻	27,151	27,572	24,247	39,027	53,127	136.1
汚 泥	225,294	253,550	217,477	274,847	213,057	77.5
廃 油	8,660	12,567	13,290	14,578	15,435	105.9
廃酸・廃アルカリ	3,820	4,196	6,103	2,472	2,846	115.1
廃プラスチック類	77,750	96,118	107,387	105,594	113,659	107.6
ゴムくず	645	43	463	139	249	179.1
紙 く ず	14,346	12,181	11,715	14,789	15,234	103.0
木 く ず	74,354	102,526	91,892	139,346	113,031	81.1
繊維くず	2,442	3,770	4,178	5,809	8,433	145.2
動植物性残さ	3,690	8,250	6,135	4,499	8,625	191.7
金属くず	22,167	33,315	36,120	29,085	35,878	123.4
ガラスくず類	68,999	82,245	83,312	82,006	105,090	128.1
鋳 さ い	5,337	9,207	20,567	23,919	11,658	48.7
がれき類	601,954	717,258	497,688	714,539	1,038,613	145.4
動物のふん尿	74	248	756	44	81	184.1
動物の死体	51	46	63	46	46	100.0
ばいじん	25,335	47,155	28,914	28,818	29,447	102.2
動物系固形不要物	492	596	540	588	603	102.6
政令第13号廃棄物	50,851	48,397	121,183	330,255	90,306	27.3
特別管理産業廃棄物	14,493	13,172	15,080	11,988	22,032	183.8
計	1,227,905	1,472,412	1,287,110	1,822,388	1,877,450	103.0

(注) 本表では特別管理産業廃棄物を含む総量を集計。

<表-89>

特別管理産業廃棄物の収集運搬量の推移（種類別）

(単位：t)

種類 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比(%)
廃 油	1,468	1,492	1,945	1,788	2,166	121.1
廃酸・廃アルカリ	2,464	1,844	1,375	450	895	198.9
感染性産業廃棄物	1,940	2,215	4,070	3,786	3,708	97.9
PCB廃棄物	235	392	213	133	162	121.8
廃水銀等	6	0	0	9	1	11.1
廃石綿等	7,009	4,743	5,803	4,456	13,164	295.4
その他の特定有害産業廃棄物	1,371	2,486	1,674	1,366	1,936	141.7
計	14,493	13,172	15,080	11,988	22,032	183.8

(2) 産業廃棄物再生利用の状況

処理業者による処理量のうち、市内の処理施設で再生利用されていることが明らかなものを、実績報告に基づき集計したのが<表-90>である。産業廃棄物再生利用量の経年変化は<図-24>に示すとおりである。

<表-90>

再生利用量の推移（種類別）

（単位：t）

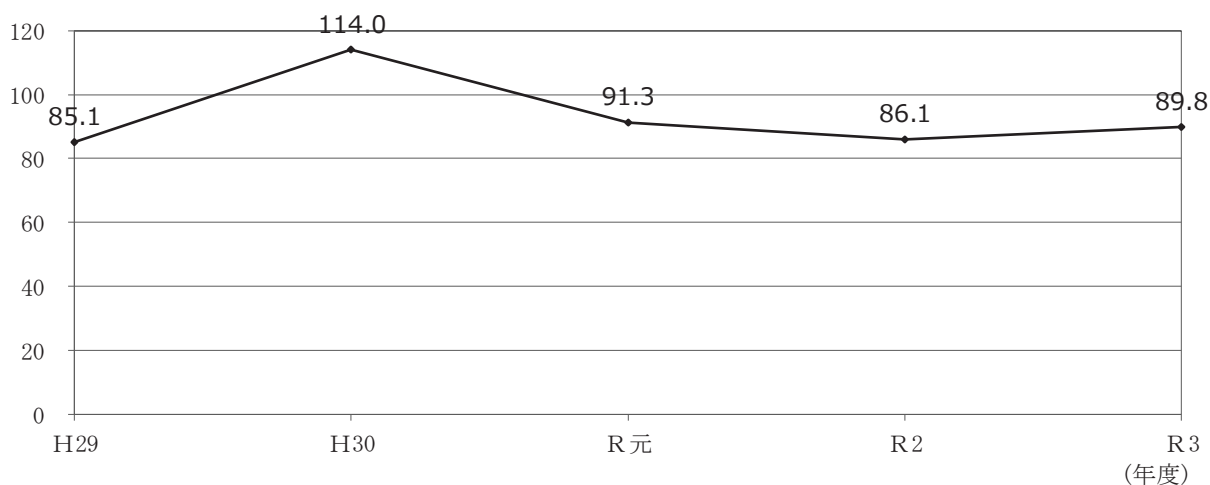
種類	年度	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比 （%）	備考
汚泥		169,675	272,139	214,344	119,972	68,536	57.1	再生土 土壌改良剤 コンポスト等
廃油		1,966	2,091	2,031	4,164	2,133	51.2	再生油
廃プラスチック類		3,922	4,957	5,613	4,300	5,570	129.5	原料，燃料等
紙くず		1,627	2,512	2,469	998	778	78.0	原料，燃料等
木くず		75,381	82,382	31,932	59,239	83,639	141.2	燃料，チップ等
金属くず		6,089	6,610	6,299	4,472	4,584	102.5	再生原料
ガラスくず類		40,348	62,958	54,561	125,923	136,519	108.4	路盤材等
鉱さい		0	0	0	0	0	-	
がれき類		545,716	699,964	592,137	539,269	593,027	110.0	建設資材
繊維くず		812	1,156	1,014	794	1,285	161.8	燃料用
動植物性残さ		4,988	5,422	2,781	1,942	2,363	121.7	
その他		0	0	0	0	0	-	
合計		850,522	1,140,191	913,181	861,073	898,434	104.3	

（注）数値は端数処理のため誤差がある。

<図-24>

再生利用量の推移（総量）

（単位：万t）



(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設には、排出事業者が自ら処理する自己処理用施設と排出事業者の委託により処理を行う処理業用の施設がある。また、いずれの施設もその種類と処理能力により法に基づく設置許可を要する場合がある。

施設の内訳については、設置許可施設が<表-91>、<表-92>、設置許可対象外の間接処理施設は<表-93>、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のうち産業廃棄物に係るものは<表-94>のとおりである。令和4年度中に新たに設置許可を得た施設は、汚泥の脱水施設の1施設であった。

最終処分場の総残存容量については、令和2年度末には約243万4千m³（覆土分を含む）であったが、令和3年度中の埋め立てにより約47万2千m³減少したことと、埋立容量増により170万7千m³増加したことから、令和3年度末には約366万8千m³となっている。引き続き廃棄物の排出抑制や分別、再生利用の推進などが求められている。

<表-91>

産業廃棄物中間処理施設の設置許可状況

(令和5年4月1日現在)

設置主体 施設の種別	処 理 業 者						排 出 事 業 者					
	令和4年度						令和4年度					
	許 可		廃 止		許 可		廃 止					
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力		
汚泥の脱水施設 (10m ³ /日超)	10	1,165.9	0	—	0	—	5	592.2	1	80.0	0	—
汚泥の焼却施設 (5m ³ /日超または200kg/h以上)	2	24.8	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃油の油水分離施設 (10m ³ /日超)	1	24.0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃油の焼却施設 (1m ³ /日超または200kg/h以上)	2	14.6	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃プラスチック類の破碎施設 (5t/日超)	13	546.7	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
木くずの破碎施設 (5t/日超)	35	7,916.2	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
かたき類の破碎施設 (5t/日超)	43	27,404.9	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃プラスチック類の焼却施設 (0.1t/日超)	2	9.1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
焼却施設 (200kg/h以上) (上記以外の焼却施設)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃酸、廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日超)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
合 計	108	—	0	—	0	—	5	—	1	—	0	—

- (注) 1 施設数は許可の延べ数である(重複有り)。
 2 処理能力は日量である。
 3 焼却施設はすべて、火格子面積2m²以上のものを含む。
 4 許可は新規及び変更許可の数値

<表-92>

産業廃棄物最終処分場の設置許可状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		設 置 数	前年度増減	埋立面積 (m ²)	埋立容積 (m ³)
管 理 型 処 分 場	処 理 業 者	2	0	240,742	6,697,736
	排 出 事 業 者	3	0	25,084	118,799
	計	5	0	265,826	6,816,535
安 定 型 処 分 場	処 理 業 者	2	0	127,985	3,330,346
	排 出 事 業 者	0	0	0	0
	計	2	0	127,985	3,330,346
合 計		7	0	393,811	10,146,881

(注) 設置数・埋立面積等は、埋立中の施設の合計

<表-93>

設置許可対象外の間処理施設の設置状況

(令和5年4月1日現在)

施設の種類	処理業者の施設数	前年度増減
汚泥の脱水施設	10	0
汚泥の乾燥施設	2	0
焼却施設	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	4	0
破 碎 施 設	廃プラスチック類	32
	木 く ず	11
	が れ き 類	2
その他の施設*	116	0
合 計	177	0

(注) *汚泥の造粒固化施設、廃プラスチック類の圧縮梱包施設など

<表-94>

ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置届出状況

(令和5年4月1日現在)

	施 設 数	前年度増減
廃棄物処理法設置許可対象	2	0
処 理 業 者	2	0
排 出 事 業 者	0	0
廃棄物処理法設置許可対象外	3	0
処 理 業 者	0	0
排 出 事 業 者	3	0
合 計	5	0

4 適正処理指導

本市では、法に基づき排出事業者や処理業者が行う届出や許可申請の際の指導のほか、立入検査やパトロール、講習会、講演会及びパンフレット等による広報、来庁者への説明等、様々な機会を利用し適正処理の指導を行っている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化義務やPCB特別措置法に基づく保管状況届出義務についても、指導の徹底を図っている。さらに、自動車リサイクル法に基づく適正処理に関する指導及び排出者に対する普及啓発を行っている。

(1) 排出事業者に対する指導

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

循環型社会の構築を目指すために事業者に求められていることは、まず廃棄物の排出量及び有害性を低減すること、すなわち発生抑制であり、次がリサイクルである。そのうえでどうしてもリサイクルできないものについては、法に定められた排出事業者責任の原則に基づき、生活環境保全上支障を及ぼさないように適正に処理しなければならない。

法では委託により処理することが認められているが、それも排出事業者の適正処理責任を前提にしたことであり、その場合には価格の安さのみをもって処理業者を選定するようなことがあってはならない。事業者には許可された事業範囲を確認した上で、必要事項を記載した契約書により、収集運搬業者及び処分業者と個別に契約を結び、実際の処理段階ではマニフェストを使用し、それを適正管理することにより、処理状況を最後まで把握することが最低条件として求められており、今後更に事業者の理解を求め、周知を図っていく必要がある。

これに加え、廃棄物の発生段階までさかのぼって産業廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、平成7年度から平成9年度には、法及び仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、産業廃棄物の発生量が多い排出事業者には、廃棄物の減量化、再生利用の促進に向けた処理計画書（5カ年計画）を提出させ、その実施状況について報告させた。平成13年度からは、法改正により、法に定める多量排出事業者は産業廃棄物処理計画を作成するとともに市長はこれを縦覧に供することとなったため、上記事業者等に対する処理計画書の提出指導及び提出された処理計画書の本市HP上での縦覧を行っている。

産業廃棄物の処理を委託する際に用いるマニフェストについて、国は排出事業者に対し、従来の紙マニフェストに代わり電子マニフェストの使用を推奨している。電子マニフェストの使用により、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者による情報共有の効率化とともに事務ミスの防止が期待できる。また、自治体は、随時照会可能な電子マニフェストの内容を根拠に、不適正処理に対する原因究明や指導等を迅速かつ効果的に実施できるようになる。市内の民間事業者における電子マニフェスト導入を進めるため、本市は令和5年度から排出事業者としての電子マニフェスト使用を原則としている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性や毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものは「特別管理産業廃棄物」として、管理責任者の設置や処理実績の報告などが義務付けられるなど特に厳しい管理が求められているため、排出事業者に対する周知徹底に努めるとともに、立入検査等により適正処理の指導を行っている。

病院に対しては、仙台市保健所が行う医療法に基づく医療監視に帯同して立入検査を行い、国が示した感染性廃棄物処理マニュアルに従い適正処理がなされているかどうかを確認し、不適正な点については助言・指導を行っている。

② PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

特別管理産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）は主に電気機器等の絶縁油として用いられた物質であるが、PCB廃棄物は難分解性で、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれがあるため、PCB特別措置法によって処理期限や保管状況届出義務等が定められている。しかし、そのことを知らずにPCB廃棄物を保管している事例等があるため環境省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に従い、平成27年度以降継続的にアンケート調査及びそのフォローアップを実施してきた。高濃度PCB廃棄物の処理期限は、機器等の種類に応じて令和4年3月31日及び令和5年3月31日で終了したが、掘り起こし調査により新規発見された機器等の保管事業者や、既存の保管状況届出事業者に期限内処理を指導してきた結果、令和4年度末時点では、期限経過後も未処理の事業者に対する改善命令及び行政代執行を要する案件は無かった。一方で、低濃度PCB廃棄物については処理期限が令和9年3月31日と定められていることから、引き続き、関係機関等と連携して、保管事業者に対する期限内処理の指導啓発等に取り組む必要がある。併せて、適正処理推進のため電気工事業者等に対する判別方法の周知も必要である。

(2) 立入指導

① 処理業者に対する指導

本市内で他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、法に基づく市長等の許可が必要である。

産業廃棄物処理業の許可は、取り扱う産業廃棄物の種類及び処理方法により、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4業種に区分されており、その許可期限はそれぞれ5年間である。なお、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により認定された業者の許可期限は7年間となる。

令和5年4月1日現在の、本市による処理業の許可状況は<表-95>のとおりである。このうち収集運搬業は68件、処分業は101件となっている。なお、法改正により、平成23年度から許可の合理化が行われ、収集運搬業の許可について一部例外を除き宮城県知事に一本化されたことに伴い、収集運搬業の許可件数はそれ以前に比して減少している。

処理業者に対しては、適正な受託、マニフェストの適正な使用、帳簿の管理、処理実績報告書の提出、施設の維持管理基準の遵守等について、立入検査その他の機会において指導している。

<表-95>

処理業の許可状況

(令和5年4月1日現在)

許可区分	許可件数*1	前年度増減	許可業者所在地別内訳*2			優良産業廃棄物 処理業者*3
			市内	県内	県外	
産業廃棄物収集運搬業	49	-2	23	1	25	5
産業廃棄物処分業	94	0	61	9	24	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業	19	-2	7	0	12	6
特別管理産業廃棄物処分業	7	0	6	0	1	2
合計	169	-4	97	10	62	22

(注) *1 許可件数は延べ数。
 *2 許可業者が個人にあってはその住所、法人にあってはその本店の所在地である。
 *3 認定業者は延べ数。

② 産業廃棄物処理施設に対する指導

設置許可対象施設及び処理業の用に供する全ての処理施設を設置又は変更する場合は、法及び要綱に定める構造基準に基づき適正な設置及び維持管理を指導している。小規模な自己処理用施設に対しても、適正処理のため要綱に準じた施設設置を指導している。

また、埋立中及び埋立完了の最終処分場、焼却施設、脱水施設等を対象として立入を行い、処理施設からの排水並びに地下水の水質検査、汚泥等の溶出検査を実施している。産業廃棄物処理施設の水質検査等の実施件数は<表-96>のとおりである。その他にも、調査・苦情関連で随時、検査を実施している。

さらに、平成9年に法改正及び焼却炉排ガス中のダイオキシン類濃度規制等の政省令改正があり、廃棄物の処理に関する規制が強化されたことを受け、平成10年度からは、焼却施設に対し、構造基準・維持管理基準適合状況調査、排ガス自主検査への立会い、本市による排ガス濃度調査などを実施するなど、ダイオキシン類排出抑制の指導を進めている。

ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設（廃棄物焼却炉）を設置している事業場に対する測定等の実施件数は<表-97>のとおりである。

<表-96>

令和4年度 産業廃棄物処理施設における水質検査等の件数

区 分		水質検査					溶出検査								
		放流水		地下水		その他	汚泥		燃え殻		ばいじん		その他		
最終処分場	処理業者	安定型処分場	2	(2)	4	(2)	5	(2)							
		管理型処分場	3	(2)	8	(2)	5	(2)	3	(2)					
		安定型処分場 (埋立終了)	1	(1)	1	(1)	1	(1)							
		管理型処分場 (埋立終了)	12	(1)	19	(1)									
	排出事業者	管理型処分場	3	(3)											
中間処理施設		6	(5)					6	(4)	3	(2)	1	(1)	4	(4)
小 計		27	(14)	32	(6)	11	(5)	9	(6)	3	(2)	1	(1)	4	(4)
合 計		70					17								

(注) 検査件数は延べ件数であり、()内は検査事業所数である。

<表-97>

令和4年度 ダイオキシン類対策特別措置法特定施設におけるダイオキシン類測定等の実施件数

	行政測定		自主測定時の立会い	
	件数	事業場数	件数	事業場数
廃棄物処理法設置許可対象	3	2	3	2
処理業者	3	2	3	2
排出事業者	0	0	0	0
廃棄物処理法設置許可対象外	3	3	3	3
処理業者	0	0	0	0
排出事業者	3	3	3	3
合 計	6	5	6	5

③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく指導

平成17年1月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車は最終所有者から引取り(引取業)、エアコン等に使用されているフロン類を回収(フロン類回収業)し、その後外装、内装を取外し解体(解体業)、最終的に破砕処理(破砕業)することとなっており、各行程において登録(引取業、フロン類回収業)または許可(解体業、破砕業)が必要である。登録及び許可の期限はそれぞれ5年間である。登録及び許可状況は<表-98>のとおりである。

登録又は許可業者に対しては、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが運用する自動車リサイクルシステムの適正な使用、施設の維持管理基準の順守等について、立入検査等により指導している。

<表-98>

使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可の件数

区分 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4
引取業	143	141	140	134	121
フロン類回収業	58	58	57	58	52
解体業	23	21	21	21	21
破砕業	3	3	3	3	3

(3) 市内搬入処分の事前届出

本市は、平成3年7月より平成29年3月まで、特定有害産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の中で特に有害な廃石綿や指定下水汚泥等）又は1月に5tを超える産業廃棄物の県外搬出又は市内搬入による処分を行おうとする者について、あらかじめ市長の承認を受けなければならないことを定め、要綱に基づく指導を行っていた。

平成29年4月からは、他自治体の状況等も踏まえて手続きを簡略化することとし、事前承認制から事前届出制に変更する要綱改正を行った。届出の対象についても、市内搬入については、特定有害産業廃棄物も他の産業廃棄物と同様、1月に5tを超えるものとするよう要件を緩和し、県外搬出については手続き自体を廃止した。

令和4年度までの近年の届出状況は、〈表-99〉のとおりである。

〈表-99〉

市内搬入処分の届出状況

排出者	H30		R元		R2		R3		R4	
	事業者数	届出量	事業者数	届出量	事業者数	届出量	事業者数	届出量	事業者数	届出量
建設業者	393	127,613	528	127,744	474	91,863	589	190,651	570	127,645
中間処理業者	351	534,665	311	523,689	313	557,735	338	601,066	339	594,515
製造業・その他	77	99,674	102	146,458	99	91,697	104	120,591	81	83,425
合計	821	761,952	941	797,891	886	741,295	1,031	912,308	990	805,585

(注) 届出量は、各年度で受付をした数量（予定）の合計であり、単位はt/年である。

産業廃棄物の市内搬入処分については、搬入先における適正処理量を超えることのないよう確認し、また、排出者に対して減量化・再生利用に関する計画や管理体制等についての資料提出を求める等の指導を行っている。各年度の届出量は、建築物の解体・新築工事の着工件数や最終処分場の整備状況等の要因により変動がある。

(4) 不法投棄等対策

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等について適正処理の指導を行っているほか、パトロールの実施等により、不適正処理の防止に努めている。

① 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）

産業廃棄物の不適正処理等に迅速かつ的確に対応するとともに、当事者等に対し原状回復及び適正処理の指導を行い、未然防止や再発防止に努めることを目的として、警察OBの嘱託職員を専任として配置している。平成9年度に1人からスタートし、その後増員して、平成20年度から平成28年度までは9人、平成29年度からは7人となっている。令和4年度の排出事業者や処理施設等への立入指導の回数は、延べ261回であった。

また、平成20年度から、本市一般廃棄物焼却工場への産業廃棄物の搬入を防止するため、粗大ごみ破砕施設のある葛岡工場及び今泉工場の搬入窓口で年間を通じて随時監視・指導を行っている。

② 通報窓口「産廃110番」

不適正処理について市民からの情報を得ることにより早期発見等に努めるため、平成10年度から開設しており、令和4年度の受付・対応件数は236件であった。

③ 現職警察官の配置

悪質な事案や解決に時間を要する事案の増加に対応するため、平成15年度から現職警察官1人を配置し、調査体制を強化するとともに、産廃Gメンと連携し告発を含めた厳正な対処を行っている。

④ 関係機関等の連携

宮城県警察・仙台市産廃Gメン連絡協議会による宮城県警察との連携のほか、「南東北産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」による宮城県・福島県・山形県等との連携などを通じ、不適正処理に関する情報交換や合同パトロール等を行い、不適正処理の防止に努めている。

⑤ 不法投棄監視カメラの設置

悪質な不法投棄に対応するため、平成18年1月から監視カメラを導入し、監視カメラ設置告知看板と併せて、不法投棄が多発している重点地区に設置して、監視体制を強化している。

⑥ 休日パトロール等の実施

休日等における不法投棄等の未然防止及び迅速な対応を図るため、平成18年度から民間業者に委託してパトロールを実施している。

<表-100>

不法投棄の処理状況

区 分 \ 年 度	H30	R元	R2	R3	R4
処 理 件 数 (内・集積所)	2,486 (2,277)	1,804 (1,701)	1,682 (1,597)	1,429 (1,359)	1,248 (1,186)
処 理 量 (t)	71	69	56	48	39

(注) 集積所に出された不適正排出物の処理事案を含む。

(5) 啓発

法の内容等について周知徹底を図るため、排出事業者向けのパンフレットの作成や文書の送付、講演会を開催しているほか、業界団体主催の講習会に講師を派遣し、指導・啓発を行っている。また、産業廃棄物に関する許可、処理施設設置等の手続きについては、各種の手引書を作成し、仙台市ホームページに掲載している。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業者の名簿や不法投棄対策についてなどを仙台市ホームページに掲載することで、市民に向け情報を提供している。